

# デイサービス サンガーデン鹿児島 運営規程

## (事業の目的)

第1条 ひなたスマイルコレクト株式会社が開設するデイサービス サンガーデン鹿児島（以下「事業所」という。）で行う指定通所介護事業・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適切な運営をするため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従業者又は要支援状態にある利用者（以下「利用者」という）へ対し、適切な指定通所介護・日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 指定通所介護は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話、及び機能訓練を行う。

2 予日常生活支援総合事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の支援及び機能訓練を行う。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービス サンガーデン鹿児島
- (2) 所在地 鹿児島市上荒田町 23-8

## (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種	員数	職務内容
管理者	1名	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的におこなう
機能訓練指導員	1名以上	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する訓練を行う
看護職員	1名以上	医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の日常上生活の援助、介護予防活動等
生活相談員	提供時間帯を通じて1名以上	利用者及び介護者の相談、援助及び地域・福祉・行政連携等
介護職員	提供時間帯を通じて8名以上	日常生活の援助、介護予防活動等

(営業日及び営業時間)

第5条 事業を行う日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日…月曜日～土曜日  
(12月31日～1月3日を除く)
- ② 営業時間…8時30分から17時30分
- ③ サービス提供時間…1単位目 9時～16時10分

(事業の提供方法及び内容)

第6条 当該事業所における事業の利用定員 1単位目 90名

2 第2条の方針のもと、以下の事項を援助する。

- ① 指定通所介護(日常生活の世話、及び機能訓練)
- ② 日常生活支援総合事業(日常生活の支援及び機能訓練)
- ③ 食事の提供
- ④ 入浴介助
- ⑤ 送迎

(通常事業の実施地域)

第7条 通常の実施地域は、鹿児島市(旧5ヶ町を除く)とする。

(利用料等)

第8条 事業所が事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるもの、予防型通所介護サービスにおいては鹿児島市長が定める基準上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

ただし、次に掲げる項目については別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- ① 食費…599円(今後物価高騰に伴い変更の可能性あり)
- ② その他、日常生活、レクリエーションにおいて通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用…実費

事業所は、前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、予め利用者又は介護者に対し十分な説明を実施し、同意を得るものとする。

(秘密保持)

第9条 職員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。また、職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族・介護者(以下「介護者」という)の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(個人情報の保護)

第10条 利用者の個人情報を含むサービス計画書、各種記録等については、関係法令ガイダンスに基づき個人情報の保護に努めるものとする。

2 個人情報の取扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適切かつ迅速に対応するものとする。

(苦情処理)

第11条 事業所は、指定通所介護・指定介護予防通所介護（以下「通所介護」という）の提供に係る利用者及びその介護者からの苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すると共に、その解決するための措置を講ずるものとする。

3 利用者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するものとする。

4 指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い市町村及び国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(緊急時における対応方法)

第12条 通所介護従業者は、通所介護を実施中に利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者の報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用者に対する通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、包括支援センター、介護者、居宅介護支援事業者等に連絡を行い必要な措置を講じる。また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(記録の作成)

第14条 通所介護従業者は利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所介護計画書・介護予防通所介護計画を作成する。又、すでに居宅サービス計画・介護予防サービス計画が作成されている場合は当該計画の内容に沿って作成し、その内容について利用者又はその介護者に対して説明し、利用者の同意を得て交付するものとする。

(記録の整備)

第15条 事業所は利用者に対する通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- ① 通所介護計画、日常生活支援総合所行計画
- ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ③ 市町村への通知に係る記録
- ④ 苦情の内容等の記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(非常災害対策)

第16条 事業所は、立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害計画を作成し、防火管理についての責任者を定め、非常災害に備えるため、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第17条 利用者は通所介護の提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるに留意する。

2 事業所のサービスを利用するにあたっては、次のことに留意する。

- ① 家族会、家族面談への出席

- ② 喫煙コーナーでの喫煙及び火災予防への協力
- ③ 利用者同士お互いを尊重し、不和のないよう心がける
- ④ 施設内の清潔保持や節電、節水への協力
- ⑤ 私物への記名、防犯への協力
- ⑥ 職員等への金品等心づけの禁止

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業者は、事業を継続するのに必要な設備、備品等の衛生管理に留意する。

2 事業所は、従業員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 研修年間計画に基づく。

(2) 外部研修は随時参加するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設法人の代表者(個人開設の場合は、「開設者」とする。)と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画(BCP)の策定に関する事項)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

(感染症対策に関する事項)

第21条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果位について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(従業者の就業環境の確保について(パワハラ・セクハラの防止)の事項)

第22条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、令和7年8月1日から施行する。